

「平成 30 年 7 月豪雨」に係る国税の申告・納付等の一部の地域における期限延長措置の終了に伴う振替納税のお知らせ

平成30年10月17日付国税庁告示第20号により、別紙に掲げる地域（指定地域のうち、岡山県倉敷市真備町を除いた地域。）の方につきましては、申告・納付等の延長の期日が平成30年11月27日に定められたことに伴い、延長後の振替納付日は、次のとおりとなります。

1 平成 30 年分申告所得税及び復興特別所得税

納期等の区分	納期限（当初）	振替納付日（当初）	振替納付日（延長後）
予定納税第 1 期	平成 30 年 7 月 31 日	平成 30 年 7 月 31 日	平成 30 年 11 月 27 日 （火）
予定納税第 2 期	平成 30 年 11 月 30 日	平成 30 年 11 月 30 日	同左

2 平成 30 年分消費税及び地方消費税（個人事業者）

(1) 中間申告が年 1 回必要な方

納期等の区分	納期限（当初）	振替納付日（当初）	振替納付日（延長後）
中間 1 回目	平成 30 年 8 月 31 日	平成 30 年 9 月 27 日	平成 30 年 12 月 27 日 （木）

(2) 中間申告が年 3 回必要な方

納期等の区分	納期限（当初）	振替納付日（当初）	振替納付日（延長後）
中間 2 回目	平成 30 年 8 月 31 日	平成 30 年 9 月 27 日	平成 30 年 12 月 27 日 （木）
中間 3 回目	平成 30 年 11 月 30 日	平成 30 年 12 月 27 日	同左

(3) 中間申告が年 11 回必要な方

納期等の区分	納期限（当初）	振替納付日（当初）	振替納付日（延長後）
中間 4 回目	平成 30 年 7 月 2 日	平成 30 年 7 月 26 日	平成 30 年 12 月 27 日 （木）
中間 5 回目	平成 30 年 7 月 31 日	平成 30 年 8 月 23 日	
中間 6 回目	平成 30 年 8 月 31 日	平成 30 年 9 月 27 日	
中間 7 回目	平成 30 年 10 月 1 日	平成 30 年 10 月 25 日	
中間 8 回目	平成 30 年 10 月 31 日	平成 30 年 11 月 26 日	
中間 9 回目	平成 30 年 11 月 30 日	平成 30 年 12 月 27 日	同左

(4) 課税期間の特例（3月特例）を選択した方

納期等の区分	納期限（当初）	振替納付日（当初）	振替納付日（延長後）
平成30年4月1日 から 平成30年6月30日	平成30年8月31日	平成30年9月27日	平成30年12月27日 （木）
平成30年7月1日 から 平成30年9月30日	平成30年11月30日	平成30年12月27日	同左

(5) 課税期間の特例（1月特例）を選択した方

納期等の区分	納期限（当初）	振替納付日（当初）	振替納付日（延長後）
平成30年4月1日 から 平成30年4月30日	平成30年7月2日	平成30年7月26日	平成30年12月27日 （木）
平成30年5月1日 から 平成30年5月31日	平成30年7月31日	平成30年8月23日	
平成30年6月1日 から 平成30年6月30日	平成30年8月31日	平成30年9月27日	
平成30年7月1日 から 平成30年7月31日	平成30年10月1日	平成30年10月25日	
平成30年8月1日 から 平成30年8月31日	平成30年10月31日	平成30年11月26日	
平成30年9月1日 から 平成30年9月30日	平成30年11月30日	平成30年12月27日	同左

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市 大洲市 西予市